

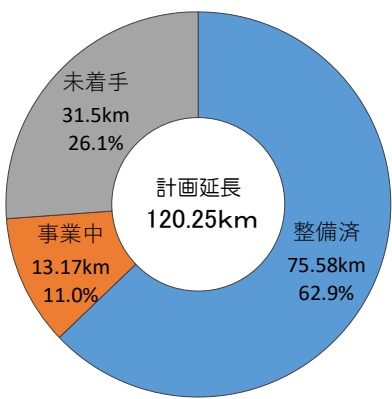
東大阪市 都市計画道路見直し基本方針 概要

都市計画道路とは

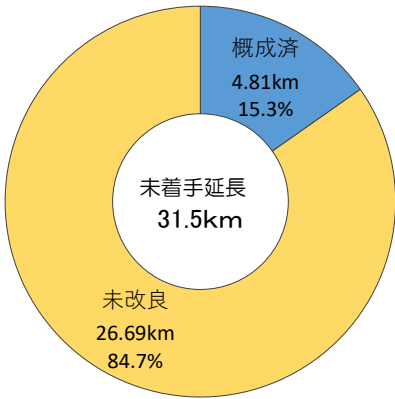
都市計画道路とは、都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことです。都市の将来像を踏まえて計画されます。

都市計画道路の現状

本市都市計画道路のうち 26.1%は未着手（未着手区間のうち 84.7%は未改良）



整備状況別延長(R5.3.31)



未着手区間の多くが決定後 50 年以上経過

経過年数	決定時期	路線数	未着手延長(km)	決定権者
10年未満	H26～R4	0	0.00	
10年以上 30年未満	H6～H25	0	0.00	
30年以上 50年未満	S48～H5	1	0.02	東大阪市(1)
50年以上	S47以前	25	31.48	東大阪市(15) 大阪府(10)
合計		26	31.50	

未着手区間の経過状況

本市の整備率はやや低い水準

都市名	整備率(%)	計画延長(km)	改良済延長(km)
四條畷市	88.1	29.04	25.59
交野市	81.3	24.04	19.54
守口市	78.5	26.33	20.67
寝屋川市	76.3	53.55	40.87
門真市	74.4	33.96	25.25
大東市	71.1	30.14	21.43
東大阪市	64.3	120.25	77.31
枚方市	62.0	107.18	66.45
八尾市	54.2	77.65	42.10
柏原市	25.1	20.66	5.19

(※モノレール事業に伴い一部路線において改良済み区間が事業中区間となったため、令和5年度末時点より令和4年度末時点の改良済延長が長くなっています。)

近隣自治体の都市計画道路整備状況(R4.3.31)

～未着手都市計画道路の見直しにおける基本的な考え方～

見直しの背景と必要性

都市計画運用指針（都市計画に関する国の考え方）

◇道路の都市計画については、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ、また地域整備の方向性
の見直しとあわせて、その必要性の検証を行い、必要がある場合は都市計画の変更を行うべきである。

背景

①将来まちづくり計画の改定

- ◇東大阪市第3次総合計画の策定
- ◇東部大阪都市計画区域マスタープランの改定
- ◇東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の改定

②建築制限に対する司法の見解の変化

- ◇長期にわたる建築制限に対し補償に言及した意見
- ◇都市計画の維持に合理的な現状認識及び将来の見通しを求める判例

課題

①将来まちづくり計画の改定に伴い、まちづくりの方向性に変化が生じている可能性がある為、整合性を図る必要がある。

②長期未着手による建築制限が問題となっている。
都市計画の合理性を担保する必要がある。

都市計画道路の見直しが必要

見直しの効果

本市の将来像に整合した都市計画道路を維持することができ、また、必要性の低い都市計画道路を廃止することにより不要な建築制限がなくなり、土地の流通性が高まり経済活動の活性化等が期待できます。

見直しの対象

- ① 市決定の未着手幹線街路
- ② 市決定の未着手駅前交通広場

見直しの視点

視点①「本市の将来まちづくり計画との整合性の検証」

・東大阪市都市計画マスタープランに優先的に取組むべき事業が示されています。また、東大阪市第3次総合計画の実施計画においても、今後実施する事業が示されています。したがって、本市の将来まちづくり計画に位置付けられているかどうかを検証します。

視点②「本市の将来像を踏まえた道路機能の検証」

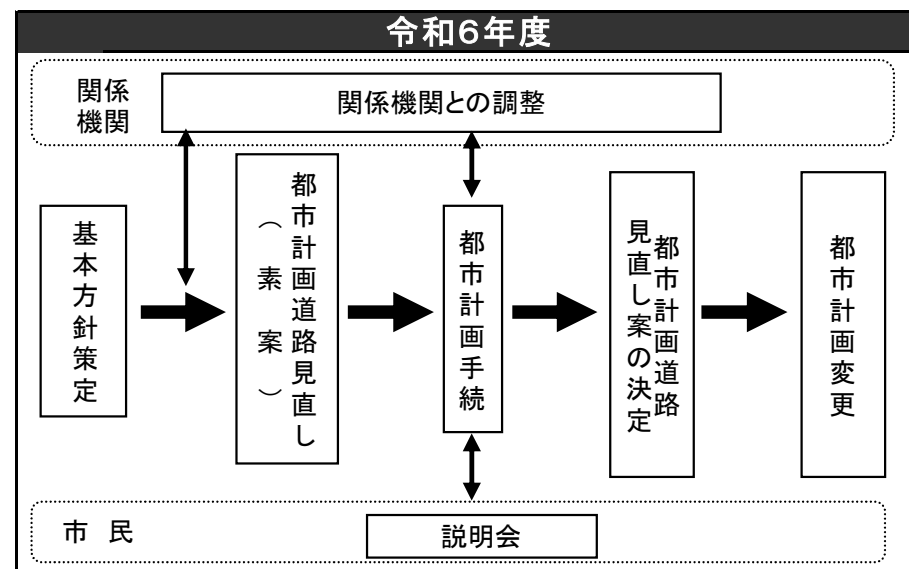
・本市の将来像に整合するよう、道路機能を検証します。また、現道や他の路線で機能を代替することが可能かどうかについても、あわせて検証します。

視点③「廃止による影響の検証」

・廃止候補となった路線について、当該路線(区間)の廃止に伴い、他の路線(区間)の必要性が低くなり廃止されるなどの影響が大きいかどうかを検証します。

今後のスケジュール

見直しにあたっては、関係機関(大阪府、隣接市等)との調整・連携を図るとともに、説明会を開催するなど、市民にも公表しながら、概ね右図のスケジュールで進めていきます。



見直しの進め方

見直しフローのイメージ

